一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部四国支部	愛媛県松山市味酒町一―十―二	平成二十八年十一月一日

○総務省告示第二百九十二号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

廃止される事務所の名称、所在地及び廃止日

事務所の名称	事務所の所在地	廃止日
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部信越支部	長野県長野市妻科四百二十六―一	平成二十七年十月一日
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部九州支部	熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三	
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部四国支部	愛媛県松山市味酒町一―十―二	平成二十八年十一月一日

○総務省告示第二百九十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第一項の規定に基づき、無線局の免許人等が遵守すべき事項を定める告示の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

第四号中「及び五百四番地の二」を「、五百四番地の二、五百四番地の四、五百五番地及び五百七番地」に改め、第十一号(1)中「一番地の百九」の下に「から一番地の百十三まで」を加え、第十三号ロ中「三番地十四」の下に「から三番地十六まで」を加え、第四十五号(2)中「千百十五番二十三、千百十五番二十七、続千百三十二番、続千百四十五番、千百五十番一、千百五十六番一、続千百五十七番、千百六十五番、続千二百二番、千二百四十三番六」を「千百十五番百三」に改め、「、千二百五十三番三」、「、千三百二十五番二、千三百二十五番八、千三百二十六番二、千三百二十七番一から千三百二十七番四まで」及び「、千三百三十四番一、千三百三十四番七、千三百三十四番」を削り、「千三百三十四番二十九から千三百三十四番三十二まで、千三百三十四番四十」を「千三百三十四番三十、千三百三十四番三十一」に、「千三百三十四番四十七、千三百三十四番四十九、千三百三十四番五十六、千三百三十四番五十八から千三百三十四番六十まで、千三百三十四番六十二から千三百三十四番六十五まで、千三百三十四番七十二」を「千三百三十四番六十四、千三百三十四番六十五」に、「、千四百四十三番一、千四百四十三番二、千四百五十七番一」を「及び」に改め、「、千四百八十九番内一及び千四百八十九番一」を削り、第五十二号八(2)中「日の出町」の下に「千九百二十三番、」を、「二千三百四番二」の下に「、二千三百四番十」を加え、「及び三千八番」を「、三千八番、三千八番一及び三千七十二番四」に改め、第五十五号イ(1)中「、五百二十五番地の百八、五百二十五番地の百九」を削り、第五十九号(3)中「十番地の二十五」を「十番地の四十八」に、「十二番地の八」を「十二番地の十三」に、「十三番地の三」を「十三番地の四」に、「及び二十二番地の三」を「、二十二番地の三及び二十二番地の四」に改める。

○外務省告示第三百三号

アフガニスタン・イスラム共和国は、平成二十七年十二月十七日にナイロビで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのアフガニスタン・イスラム共和国の加入に関する議定書」の受諾書を平成二十八年六月二十九日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十八年七月二十九日に効力を生じ、アフガニスタン・イスラム共和国は、同日に世界貿易機関の加盟国となる。

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（平成二十八年七月四日付け世界貿易機関事務局長書簡）

○外務省告示第三百四号

平成二十八年七月十一日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったオリッサ州総合衛生改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年十月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百五号

平成二十八年七月十一日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったアンドラ・プラデシュ州灌漑（かんがい）・生計改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年七月十日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百六号

平成二十八年七月十三日にキガリで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十八年七月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ルワンダ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とルワンダ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十八億八千九百万円（六、八八九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ルスモ―カヨンザ区間道路改良計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ルワンダ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ルワンダ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ルワンダの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ルワンダ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。